

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

## 第一 携帯電話インターネット接続役務の定義の一部改正

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項に規定する政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を、専ら同項に規定する携帯電話端末等を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務（法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。）とすること。（第一条関係）

## 第二 青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合の一部改正

一 インターネット接続機器の製造事業者の義務の適用除外として定める、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合に関し、販売数量が少量であるものについて、一万台からインターネット接続機器ごとに経済産業大臣が告示で定める台数に改めること。（第二条及び第三条関係）

二 その他所要の規定の整備をすること。

### 第三 施行期日

この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行の日（平成三十年二月一日）から施行すること。